

## 別紙

### 諮詢第1783号、第1799号

答 申

#### 1 審査会の結論

別表1に掲げる本件各一部開示決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件各開示請求に対し、東京都教育委員会が令和6年7月19日及び同年10月11日付けで行った同表に掲げる本件各一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件各開示請求について、別表1に掲げる対象公文書（以下「本件各対象公文書」という。）を特定し、別表2に掲げる不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）は、条例7条2号に該当するとして、本件各一部開示決定を行った。

#### 4 審査会の判断

##### （1）審議の経過

本件各審査請求については、令和6年10月1日及び同年12月5日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和6年11月25日及び令和7年2月14日に実施機関から理由説明書を、同年1月7日に審査請求人から意見書を收受し、同年9月30日（第260回第一部会）から同年11月18日（第262回第一部会）まで、3回の審議を行った。

##### （2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書について、審査請求人の審査請求書、反論

書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮詢第1783号及び第1799号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 校長、副校長名簿について

都立学校の校長、副校長名簿について、実施機関では、毎年度、人事作業の参考用に作成しており、新しい名簿を作成した後、前年度の名簿を廃棄している。

また、区市町村立学校の校長、副校長名簿についても、実施機関では、毎年度、各区市町村教育委員会の事務参考用に作成しており、新しい名簿を作成した後、前年度の名簿を廃棄している。

いずれも、名簿に記載されている学校の順番は一定の規則性が見られ、毎年度、学校の統廃合がない限り、同じ順番で作成されている。

ウ 本件各一部開示決定について

実施機関は、本件各開示請求について、別表1に掲げる本件各対象公文書を特定し、別表2に掲げる本件不開示情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」ととなるものを含む。）であり、条例7条2号に該当するとして、本件各一部開示決定を行った。

エ 本件各一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、審査請求書等において、本件各開示請求では「勤務校名や氏名は不要ですので、個人は特定されず、非公開情報には該当しないかと思います。」と補記をして、条例8条が適用されるよう請求をしているにもかかわらず、請求していない項目を開示して、審査請求人が求めている情報を条例7条2号により不開示にしたことについては、法令上の誤りである旨主張する。

これに対し、実施機関は、公文書開示請求においては、基本的に同一の公文書に係る請求であれば、開示部分及び不開示部分の判断は同様となり、仮に審査請求人の要望どおりに、本件各対象公文書のうち、勤務校名及び氏名を対象外として、それ以外の情報を開示とする一方、他の開示請求において同様の公文書が対象となった際に、勤務校名及び氏名を開示した場合には、両者の文書が突合され、特定の個人を識別できるおそれが生じる旨主張する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当し、公にされていない情報であって、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示が妥当である。

また、本件各対象公文書に記載されている学校の順番は、定例化されているため、仮に請求人の主張のとおり、条例8条に基づき、慣行として公にされている勤務校名及び氏名を対象外にして、本件不開示情報を開示すると、別件で本件各対象公文書を請求され勤務校名及び氏名を開示した場合、両者を突合すれば特定の個人を識別できるおそれが生じるとする実施機関の説明は首肯できるものであるから、本件不開示情報が条例7条2号に該当することを理由とする本件各一部開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、元となる電子データを加工して個人情報との突合が不可能な状態にすれば開示できる旨主張するが、公文書開示制度は、開示請求時点において、存在する公文書をあるがままの状態で特定し、不開示情報を除き開示するものであるから、当該主張は審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件各一部開示決定

請求内容	本件対象公文書	諮問番号
都内公立学校（中・高）の管理職（校長・教頭（副校長））について、「性別」「年齢」「教員経験年数」「出身（採用）教科」「新任・転任の別」が縦覧できるような資料を請求したいと思います。勤務校名や氏名は不要ですので、個人は特定されず、非公開情報には該当しないかと思います。 縦覧できるものが存在しない場合は、ある程度統計的なデータでも構いませんが、高校・中学校は別データが望ましい（小学校は不要）です。また、経年の推移を知りたいので、今年度に限らず過去のものも存在する限り求めたいと思います。	1 令和5年度校長、副校長名簿（都立学校）	1783
	2 令和5年度校長、副校長名簿（中学校、義務教育学校）	
都内公立学校（中・高）の管理職（校長・教頭（副校長））について、「性別」「年齢」「教員経験年数」「都内公教職経験年数」「専門教科」「現任校経験年数」「現職経験年数」が縦覧できるような資料を請求したいと思います。勤務校名や氏名は不要ですので、個人は特定されず、非公開情報には該当しないかと思います。 縦覧できるものが存在しない場合は、ある程度統計的なデータでも構いませんが、高校・中学校は別データが望ましい（小学校は不要）です。また、経年の推移を知りたいので、今年度に限らず過去のものも存在する限り求めたいと思います。	3 令和6年度校長、副校長名簿（都立学校）	1799
	4 令和6年度校長、副校長名簿（中学校、義務教育学校）	

別表2 本件不開示情報

番号	不開示情報	根拠規定
本件対象公文書1	「職員番号」、「生年月日」、「年齢」、「出身高（卒業年・月）」、「出身大（卒業年・月）」、「出身大院（卒業年・月）」、「専門教科」、「教職経験年数」、「都内公立教職経験年数」、「現任校勤務年数」、「校長・副校長経験年数」、「校長選考区分」、「教育管理職選考区分」、「職歴（年数）」、「現住所」、「利用路線」、「最寄り駅」、「経営企画課（室）長の年齢」、「経営企画課（室）長の性別」及び「写真」	
本件対象公文書2 及び4	「統括・再任用」、「兼務・異種」、「性別」、「年齢」、「職員番号」、「専門教科」、「教職経験年数」、「都内経験年数」、「現任校経験年数」、「現職層経験年数（行政経験年数）」、「職歴（年数）」、「最寄駅」、「在住地区」、「副校長の性別」、「副校長の年齢」	条例7条2号
本件対象公文書3	「職員番号」、「生年月日」、「年齢」、「出身高（卒業年・月）」、「出身大（卒業年・月）」、「出身大院（卒業年・月）」、「専門教科」、「教職経験年数」、「都内公立教職経験年数」、「現任校勤務年数」、「校長・副校長経験年数」、「校長選考区分」、「教育管理職選考区分」、「職歴（年数）」、「現住所」、「利用路線」、「最寄り駅」及び「写真」	